

(別紙)

自動販売機の規格及び遵守事項等

1. 自動販売機の規格

(1) 大きさ

契約書第1条記載の要件を満たすものとする。

(2) デザイン等

周辺環境(外観色を含む。)に配慮したデザインとする。

(3) 環境対策

①省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②フロン対策

フロンを使用せず、二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として使用する機種とする。

2. 遵守事項

(1) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準(JIS規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル(一般社団法人日本自動販売機工業会作成)」を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

食品衛生法(昭和22年法律第233号)などの関係法令等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変などにより、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても「自販機堅牢化基準(一般社団法人日本自動販売機工業会作成)」を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 回収ボックスの設置

①回収ボックスの設置

原則として、自動販売機1台当たり1個の割合で設置する。ただし、施設管理者の指示がある場合は、それに従うものとする。

②回収ボックスの規格

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

(ウ) その他使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づき、設置者が適切に回収し、処理する。

(3) 自動販売機の管理運営

①設置者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

②設置者は、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

③設置者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3. 販売実績の報告

設置者は、設置した自動販売機の月毎の販売数量及び売上金額について、四半期毎に市へ報告すること。